

子どもの権利を 考えよう

荒川区では「子どもの権利条例」を制定しました。
「子どもの権利」とは？私たちは条例を受けて、どう
行動するべきか、みんなで考えてみましょう。

日時

令和5年6月10日(土)
14時～15時30分

会場

ゆいの森あらかわ
1階ゆいの森ホール
(荒川区荒川2丁目50-1)

参加方法

事前申込制

無料

託児付き

生後6か月～小学3年生
のお子さん
(定員あり、申込順)



講師 和田 一郎 氏

獨協大学国際教養学部教授。
児童相談所の第三者評価、虐待死
亡事例検証の評価を行う。その他テ
レビ番組の解説員としても活躍中。

申込み
・
問合せ先

電子メール・電話・FAX・郵送・来庁により【①氏名(ふりがな)②電話番号
③希望人数④託児の有無】を下記までお送りください。
〒116-8501(住所不要)荒川区役所子育て支援課管理調整係
電話:03(3802)3989 FAX:03(3802)4919
メール:kosodate@city.arakawa.tokyo.jp